

米軍属による県内女性会社員死体遺棄事件に関する意見書

平成 28 年 4 月 28 日から行方不明となっていた県内の女性会社員 20 歳が 5 月 19 日に沖縄県北部の雑木林で遺体となって発見された。報道によると沖縄県警は嘉手納基地で軍属として働く男を逮捕した。この死体遺棄事件は再び沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えていた。前途ある若者の未来を断ち切り、親族はもちろん、関係者、沖縄県民を深い悲しみと怒りに陥れた。

これまで、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止の強化や教育の徹底、外出禁止令等、沖縄防衛局や在日米国総領事等関係機関へ抗議要請をしているにもかかわらず、事件が繰り返されることに激しい憤りを禁じ得ない。

度重なる、米軍人・軍属等による事件・事故は、県民に不安と恐怖を与えており、これまで再発防止を講ずるよう要請してきたが効果を上げておらず、より抜本的に地位協定の見直し対策が強く求められている。

よって、本市議会は、事件の全容解明を求めるとともに、県民の人権、生命、財産を守る立場から、相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、地位協定の抜本的な改善を強く求める。

記

1. 遺族への謝罪及び完全補償を行うこと
2. 在沖米軍人・軍属等への一層の綱紀粛正及び教育を徹底的に行うなど
再発防止に向けて実効ある抜本的な施策を講じること
3. 日米地位協定の抜本的な改定を図ること
4. 在沖米軍基地の整理・縮小を促進すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 5 月 26 日
沖縄県豊見城市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
国家公安委員会委員長